

福井国際観光ホテル リバージュアケボノ 宴会場利用規約

※以下の宴会場ご利用規約は、政府登録 福井国際観光ホテル リバージュアケボノの管理運営する会場に適用いたします。

1. 宴会契約の申込み

宴会場利用の申し込みをしようとする方は次の事項をホテルにお知らせください。

- ① 利用代表者名、企業または団体名、電話番号
- ② 利用日時、人数、会場、ご予算及びレイアウト
- ③ その他当ホテルが必要と認める事項

2. ご利用時間と追加料金

宴会場のご使用は、設営（準備）から撤去時間までを含め、契約時間内に終了されますようお願いいたします。

所定の時間を超過した場合は追加料金を頂戴いたします。ただし、前後の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

3. 有料人数の確定

お料理を用意する人数（以下、有料人数と称します）を、ご宴会等の開催日7日前までにホテル担当者にご連絡ください。

有料人数の増員及び減員は、宴会、会議とも1日前の18時までに、ホテルにご連絡ください。それ以降はすべて手配が完了いたしておりますので、ご宴会当日の開催日にご出席されたお客様の人数が、有料人数よりも減少した場合でも、お料理金額のみ有料人数分の料金を頂戴いたします。

4. 支払い

支払いは原則、現金または当ホテルが認めたクレジットカード等による当日払いとさせていただきます。やむを得ない事情により後日となる場合は名刺をご提示願います。ただし初回ご利用のお客様は事前または当日の支払いとさせていただきます。

5. 会場使用可能時間

当ホテルの宴会場を使用可能時間は午前9時から午後10時（レキシントン）は午後11時）までの間とさせていただきます。

6. 宴会利用者の駐車場

当ホテル駐車場は宿泊者専用有料駐車場であり、会議・宴会のみご利用のお車は原則としてお預かりできかねます。ご希望により、本町通り市営地下駐車場の補助券をお出しいたします。（ご宴会参加人数の最大30%分、2時間30分まで無料）

7. 取消と期日変更（申込・契約の解除）

すでにご契約いただいた宴会等を都合により取消される場合は、以下の取消料を頂戴いたします。

また、期日変更される場合は期日変更料をお支払い頂く場合があります。ただし天災による公共交通機関の運行不能、施設の故障等により催行できない場合は除きます。

※尚、委託業者宛手配による費用が発生した場合には取消料とは別にご請求する場合があります。

※下記13項の申込・契約の解除に該当する場合も、発覚発見した日時をもって以下の取消料を頂戴いたします。

開催日の30日前から10日前まで	ご宴会御見積金額等の10%
開催日の9日前から2日前まで	ご宴会御見積金額等の30%
前日のお取り消し	ご宴会御見積金額等の80%
当日のお取り消し	ご宴会御見積金額等の100%

8. 仮予約期限

ご宴会等の仮予約期限は仮予約を受けてから1週間とさせていただきます。尚

期限を過ぎてご連絡がない場合、仮予約を解除する場合があります。

9. 装飾関係・余興等の手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音楽、余興、飲料、コンパニオン等につきましては、ホテルから指定業者を手配させていただきます。お客様がホテル指定業者または指定業者以外に直接依頼される場合は、ご宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルへご連絡いただき、了解を得た後にご依頼ください。尚、お客様手配の場合、別途持込料を頂く場合がございます。

10. 損害賠償

お客様（お客様側の関係者を含みます）及び、お客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設、什器備品等に損傷等が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、またはその損害賠償金をご負担していただきます。

11. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項になっておりますので、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

- ① 犬（盲導犬、介助犬を除く）、猫、愛玩動物、家畜類等の持込み
- ② 発火、または引火性の物品や悪臭を発生するものの持込み
- ③ 賭博等風紀をみだす行為、または他のお客様の迷惑行為、言動
- ④ 備品物の移動
- ⑤ ご予約時の使用目的以外でのご利用
- ⑥ その他、法律で禁じられている行為

12. 不可抗力

以下に定める理由に該当することがあった場合につきましては、お客様、弊社、双方とも免責させていただきます。

- ① 天変地異、火災、戦争、紛争、テロ、内乱、暴動、その他お客様および弊社のいずれかの責に帰することのできない事由により本会場の全部または一部が滅失もしくは毀損するなど、宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき。
- ② 法令または法令に基づく公権力の行使、もしくは、関係官庁の指導等による会場の使用禁止等の事由が発生するなど、お客様および弊社のいずれかの責に帰することのできない事由により宴会等の履行が不可能または著しく困難になったとき。

13. 申込・契約の解除

次に掲げる各項目につきましては、ご宴会等のお申込をお断りするか、又は既にご契約いただいた場合でも解約させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（1）ご宴会等に出席のお客様が法令又は公序良俗に反する行為を行う恐れがあると判断した場合、あるいは他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した時

（2）この「宴会場利用規約」に違反した場合

（3）宴会に出席する利用客の中に下記①～⑤の事由に該当する者がいる時

- ① 暴力団・暴力団員又はその関係者、暴力団関係企業・団体等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という）
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
- ④ 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動、行動をした時
- ⑤ 当ホテル又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した時、又はかつて同様な行為を行ったと認められる時

上記の項目に該当するお申込みや契約に関しましては、発覚・発見した日時をもって、別項記載7の「取消と期日変更」の規定内容に基づき取消料を頂戴いたします。